

リース契約書

株式会社ハイク（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）は、甲を貸主、乙を借主とする IoT 自動撮影カメラおよび通信用 SIM カードのリース（賃貸借）について以下の内容の契約を締結した。

件名： _____ として

第 1 条（リース） 甲は乙に対して、IoT 自動撮影カメラおよび通信用 SIM カード他（以下「リース物件」という）をリース（賃貸借）するものとする。

第 2 条（リース期間） リース期間は平成 29 年 __月 __日より平成 29 年 __月 __日までの 3 か月間とする。乙の申し出により途中解約があった場合でもリース料の返金はしないものとする。

2 乙が延長を希望する場合、契約期間の一か月前までに甲にその旨を通知する。

第 3 条（リース料） 乙は甲に対して、リース料として別添請求書に従って料金を支払う。

2 リース料の支払方法は、甲指定の銀行口座にリース開始日翌月末までに甲の指定する銀行口座に乙が振り込むものとする。

第 4 条（保証金） 本契約において保証金は免除とする。

第 5 条（保守管理） リース物件についての部品交換、修繕、その他の保守管理は、乙の責任と費用負担においてこれを行うものとする。

第 6 条（善管注意義務） 乙はリース物件を注意義務をもって保管するものとし、次の通り実行する。

- ① リース物件の譲渡、転貸、担保提供その他の処分をしない
- ② リース物件につき故障等の不備を発見した場合は、直ちに甲に通知する
- ③ リース期間満了もしくは契約解除により本リース契約が終了したときは、乙の費用負担で甲の指定する場所にリース物件を運搬して返還する

第 7 条（解除） 乙につき次の各号の一に該当する事由が発生した場合、乙は甲から何らの通知催告を受けずとも直ちに期限の利益を失い、残リース期間のリース料全額を直ちに甲に支払うものとする。

- ① 乙が本契約の条項に違反したとき
- ② 乙が支払期日までに振込をしなかったとき
- ③ 乙につき、第三者から差押、仮差押等がなされたとき
- ④ 乙につき、破産、民事再生手続き、会社更生その他会社法上の特別清算等の申立てがあったとき
- ⑤ その他、乙の信用が著しく悪化したとき

第 8 条（清算） 乙がリース物件を返還したときは、甲が損耗を金銭評価し、原状回復に費用が掛かる場合、必要に応じて乙に修理費等を請求できることとする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保持するものとする。

平成 29 年 月 日

北海道旭川市東光 11 条 5 丁目 4-3

甲（貸主）株式会社ハイク
代表取締役 早川 祐太 印

乙（借主）

印

（リース物件目録は以下の通り）

リース物件目録

- 1.ハイカム SP4G IoT 自動撮影カメラ _____台
- 2.ハイカム SP4G 用通信 SIM カード _____枚
- 3.ハイカム SP4G 用アンテナ _____本
- 4.ハイカム SP4G 用ストラップ _____本
- 5.ハイカム SP4G 日本語マニュアル _____冊
- 6.専用ハードケース _____個